

審議案件に関する概要

令和6年9月20日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和6年2月27日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役 矢部 延弘	東京都千代田区四番町6番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	千歳市北信濃複合商業施設 千歳市北信濃 867-1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清 帯広市西20条南1丁目14番47号 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北8条東4丁目1番20号 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号 株式会社デンコードー 代表取締役 高橋 淳 宮城県名取市上余田字千刈田 308 フランスベッド株式会社 代表取締役 池田 茂 東京都昭島市中神町 1148 番地 5 株式会社メガネトップ 代表取締役 富沢 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6 株式会社良品計画 代表取締役 堂前 宣夫 東京都豊島区東池袋4丁目26-3	
(3) 新設日	令和6年10月28日	
(4) 店舗面積の合計	17,692 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1,107 台
	駐輪場の収容台数	130 台
	荷さばき施設の面積	364 m ²
	廃棄物保管施設の容量	163 m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後11時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後11時30分
	駐車場の出入口数	7箇所
	荷さばき時間帯	24時間

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1,358台 ≥ 1,107台			
	従業員駐車場等の整備	43台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	130台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設A(ダイイチ)は4t車で処理能力9台/時に対し8台搬入、荷さばき施設B(サツドラ)は4t車で処理能力3台/時に対し1台の搬入、荷さばき施設C(DCM)は10t車で処理能力2台/時に対し1台の搬入、荷さばき施設D(ケーズデンキ)は4t車で処理能力4台/時に対し1台の搬入、荷さばき施設E(フランスベッド)は4t車で処理能力3台/時に対し1台の搬入、荷さばき施設G(眼鏡市場)は2t車で処理能力6台/時に対し1台の搬入、荷さばき施設I(無印良品)は4t車で処理能力3台/時に対し1台の搬入であり、十分な規模と考えます。 荷さばき待ちの車両が発生しないよう車両の計画的運用及び商品配送センターの活用をします 			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗社員、取引先業者及び搬出入業者に対して、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や、歩行者及び来客に対する安全確認を徹底するよう指導します。 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図ります。 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図ります。 			
	交通整理員の配置	オープン時、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図ります。			
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。 駐車場外周部などに一時堆積しますが、逐次排雪を行って必要駐車台数の確保に努めます。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	46dB	○
		2	60dB	38dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50dB	37dB	○
		2	50dB	30dB	○

夜間の音源 毎騒音レベル 最大値の予 測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a 1	空調機①	6 0 dB	4 8 dB	◎
A 2	空調機②+ 排気②③	6 0 dB	6 7 dB	○	
a 3	空調機③	6 0 dB	6 2 dB	○	
a 9	空調機⑨	6 0 dB	6 9 dB	○	
a 16	排気①	6 0 dB	6 1 dB	○	
A 4	空調機④+ 排気⑨	6 0 dB	2 6 dB	◎	
A 5	空調機⑤+ 冷凍機②	6 0 dB	4 4 dB	◎	
A 6	空調機⑤+ 排気⑩～⑭	6 0 dB	3 8 dB	◎	
a 7	空調機⑦	6 0 dB	5 2 dB	◎	
a 8	空調機⑧	6 0 dB	3 5 dB	◎	
a10	空調機⑩	6 0 dB	4 4 dB	◎	
a11	空調機⑪	6 0 dB	4 4 dB	◎	
a12	空調機⑫	6 0 dB	4 3 dB	◎	
a13	空調機⑬	6 0 dB	5 1 dB	◎	
A14	空調機⑭+ 排気⑳～㉔	6 0 dB	4 7 dB	◎	
a15	冷凍機①	6 0 dB	4 9 dB	◎	
a17	排気④	6 0 dB	5 0 dB	◎	
a18	排気⑤	6 0 dB	4 3 dB	◎	
a19	排気⑥	6 0 dB	6 0 dB	◎	
a20	排気⑦	6 0 dB	5 3 dB	◎	
a21	排気⑧	6 0 dB	2 1 dB	◎	
a22	排気⑮	6 0 dB	4 1 dB	◎	
a23	排気⑯	6 0 dB	4 8 dB	◎	
A24	排気⑰～⑲	6 0 dB	3 6 dB	◎	
A25	排気⑳㉑	6 0 dB	2 0 dB	◎	
A26	排気㉒～㉖	6 0 dB	3 6 dB	◎	
a27	排気㉗	6 0 dB	1 6 dB	◎	
a28	排気㉘	6 0 dB	2 3 dB	◎	
a29	排気㉙	6 0 dB	3 7 dB	◎	
a30	排気㉚	6 0 dB	2 9 dB	◎	
c 1	来客車線①	6 0 dB	7 0 dB	○	
c 2	来客車線②	6 0 dB	6 0 dB	◎	
c 3	搬入車線①	6 0 dB	7 9 dB	○	
c 4	搬入車線②	6 0 dB	8 7 dB	○	
c 5	搬入車線④	6 0 dB	7 9 dB	○	

		b 1	台車音 TY①	6 0 dB	5 3 dB	◎
		b 2	台車音 TY②	6 0 dB	4 6 dB	◎
		b 3	台車音 TY③	6 0 dB	5 5 dB	◎
		b 4	台車音 TY④	6 0 dB	5 4 dB	◎
		b 5	台車音 TY⑤	6 0 dB	4 4 dB	◎
		b 6	台車音 TY⑦	6 0 dB	5 3 dB	◎
		e 1	後進警報音 TY①	6 0 dB	7 2 dB	○
		e 2	後進警報音 TY②	6 0 dB	6 5 dB	○
		e 3	後進警報音 TY③	6 0 dB	7 4 dB	○
		e 4	後進警報音 TY④	6 0 dB	7 3 dB	○
		e 5	後進警報音 TY⑤	6 0 dB	6 3 dB	○
		e 6	後進警報音 TY⑦	6 0 dB	7 2 dB	○
		f 1	荷捌き音 TY①	6 0 dB	6 8 dB	○
		f 2	荷捌き音 TY①	6 0 dB	6 1 dB	○
		f 3	荷捌き音 TY②	6 0 dB	7 0 dB	○
		f 4	荷捌き音 TY③	6 0 dB	7 0 dB	○
		f 5	荷捌き音 TY④	6 0 dB	6 0 dB	◎
		f 6	荷捌き音 TY⑤	6 0 dB	6 9 dB	○
		d 1	ドア開閉音①	6 0 dB	6 4 dB	○
		d 2	ドア開閉音②	6 0 dB	5 5 dB	◎
		評価◎：敷地境界で規制基準を満足、○：住居壁際で記載基準を満足				
	騒音問題の一般的対策	・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速走行により騒音の低減を図るなど、環境への配慮の指導を行います。				
	荷さばき作業等の対策	搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組みます。				
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置します。 ・室外機は最新の低騒音型を設置します。 				
	青少年等の蝟集等の対策	夜間（営業終了後）は必要のない駐車場出入口を閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮します。				
	その他の対応方策	万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図ります。				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 76 m ³ ≤ 設置容量 163 m ³				
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内や住宅等から離れた位置に設置し、充分な容量の堅牢な施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮します。 ・廃家電等の一時保管場所も含めて充分な広さを確保しています。 				
	運搬・処理対策	廃棄物の分別やカゴ車の利用により、運搬時の引き取				

		り作業の迅速化を図ります。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めます。
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ごみ等は袋で密閉のうえ堅牢な施設で保管し、悪臭の発生を防止します。
	その他の対応方策	店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じます。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図ります。 ・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮します。
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行います。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蛸集等を防ぐよう配慮します。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図ります。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	千歳警察署交通第一課、道警察本部交通部交通規制課において、計画概要を説明し、協議済み。指摘事項については対応済み。
	地元市町村	千歳市産業振興部商業労働課、同市民環境部環境課、千歳市教育委員会教育部学校教育課において、計画概要を説明し、協議済み。
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市建設部道路管理課、北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 出入口設置の了承を得て申請等手続きが進行中の旨確認済み。 ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部都市圏道路計画課 出入口設置及び中央分離帯閉鎖の了承済み。
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（石狩振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【千歳市北信濃複合商業施設】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

千歳市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。